

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県漁業調整規則の一部を改正する規則 三

告 示

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件 三

○大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件二件 三

○土地改良区の定款の変更を認可した件 三

○保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があつた件二件 三

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 三

○道路の区域を変更する件 三

公 告

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件三件 三

○県営土地改良事業の工事が完了した件三件 三

○随意契約の相手方を決定した件六件 三

規 則

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第一号

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

「福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。第四十九条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。
- 第五十七条第一項各号列記以外の部分中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき」に改める。
- 第五十八条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。
- 附 則**
- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （水産課）

告 示

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年一月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
西部プラザ 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗の名称
（変更前）イトーヨーカドー郡山店
（変更後）西部プラザ
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の変更 一件、小売業を行う者の退店十二件）
- 三 届出年月日
令和七年一月六日
- 四 届出をした者
株式会社西部開発
- （商業まちづくり課）

福島県告示第五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
P a i x P a i x 福島県いわき市平六町目四番二ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の代表者の変更 一件、小売業を行う者の出店一件）
- 三 届出年月日
令和七年一月十七日
- 四 届出をした者
真砂不動産株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
西部プラザ 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更しようとする事項
駐輪場の位置
（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
令和七年一月二十日
- 四 届出年月日
令和七年一月六日
- 五 届出をした者
株式会社西部開発

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年一月二十八日から同年五月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
P a i x P a i x 福島県いわき市平六町目四番二ほか
- 二 変更しようとする事項
駐輪場の収容台数
（変更前）百七十五台
（変更後）六十五台
- 三 変更しようとする年月日
令和七年九月十八日
- 四 届出年月日
令和七年一月十七日
- 五 届出をした者
真砂不動産株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、高木用水土地改良区から令和六年九月十八日付けで申請のあった定款の変更について、令和七年一月二十一日認可した。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

（農村計画課）

福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字砂子原字居平一三〇
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字飯谷字峠丙五〇〇の一、丙五〇〇の二、字田ノ上丙四九八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字小椿字山中乙四一一の三、乙四一一の四、乙四一一の九、乙四
一一のタ、乙四一一のヨ
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字軽井沢字岩下五六六、五七〇の一、五七一から五七三まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字猪倉野字南山乙七六七の一、乙七六七の三から乙七六七の一〇
まで、乙七六七の一四から乙七六七の二一まで、字高森乙七七八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字小椿字山中乙四一一の四一、乙四一一のノ、乙四一一のキ
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、柳津町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字猪倉野字宇津野乙五六五から乙五六七まで、乙五七〇、乙五七
六、乙五七六の二、字中ナ澤乙六八九の二、乙六八九のヌ、乙六八九のリ、乙六八
九のル、乙六八九のロ

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字久保田字沢道甲一四四〇から甲一四四六まで、字上ノ宮甲四一
一の三、甲四二二、甲四二三
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字細八字一ノ沢乙三三三六、乙三三三八、字下平乙三〇五
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
河沼郡柳津町大字郷戸字下蛇澤乙二七四から乙二七八まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、柳津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び柳津町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県告示第六十二号**
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 令和七年一月二十八日
- 福島県知事 内堀 雅 雄
- 一1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字八町字居平六二二の一、六二二の五
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字本名字滝ノ上三八八二の一から三八八二の四まで、三八九六の二、三八九七から三九〇一まで、三九〇二のイ
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字大塩字昇沢三六の三、三六の五四から三六の五九まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字水沼字沢東一一三二の二、一一五二の二、一一五三の二、一一五五、
一一五六、一一五七の一、一一五八、一一五九の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字横田字戸板山二六九三の一、二六九三の六一から二六九三の七一まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
金山町大字横田字戸板山二六九三の一・二六九三の六一から七一（以上十二
筆について次の図に示す部分に限る。）
(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
-
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字西谷字柴引沢一五八四、一五八五、字小白沢一五五〇の一六から一五
五〇の一九まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字西谷字石窪一〇八六の三、一〇八九の一から一〇八九の三まで、一〇
九〇、一〇九一、字二十菊一六二二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標
準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
金山町大字水沼字赤沢五七三の一、五七六、五八六の一
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 2 変更後の指定施業要件
3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、金山町森林整備計画で定める標

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

金山町大字太郎布字宮平一〇四から一〇七まで、一〇八の一、一〇八の二、一一二九の一、一一二九の二

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、金山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 野中安吉 室井平藏 猪股一夫 堀金宏一郎 堀金満 馬場善治 町島長 野中嘉男 田浦英典 星和孝 室井照男 馬場公一朗 星ヒデ 渡部長平 湯田芳一 星貴司 湯田伝 村瀬林造 土田重富 湯田勝 湯田澄雄 湯田義久 星貞雄 湯田松男 湯田清 湯田幸一郎 湯田利喜雄 湯田一造 星良一 湯田善道 渡部自子 星忠親 湯田歩美 湯田傳 湯田一造 星要藏 湯田常善 星勝泰 湯田松雄 星金松 星栄作 柏倉平八 野中貞次郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第九百二十六号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を郡山市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
加藤孫平 加藤辰義 佐藤元 神場岫松 大森傳左工門
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第二千二百八十三号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年一月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道井手 長塚線	双葉郡双葉町大字寺沢 字唐沢二〇二番一―地 先から 同 郡同 町大字上羽 鳥字大道五三五番地先 まで	変更前 変更後	A 八・八〇 三四・三	一二四二・八 一二四二・八 二〇九六・一
			A 八・八〇 三四・三	一二四二・八 一二四二・八 二〇九六・一
			B 一一・一〇 一〇三・六	二〇九六・一

公 告

(道路計画課)

公告第十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

会津若松市湊土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 中島 武三

市原 光雄

佐藤 公

日下部 勝文

齋藤 正衛

佐々木 正

阿部 孝二

大越 博

林 邦彦

齋藤 一明

瀧田 信登

齋藤 眞須美

相原 孝志

吉崎 浩一

就任した役員

役別 氏名

理事 佐藤 公

齋藤 正衛

阿部 孝二

瀧田 信登

阿部 義満

林 邦彦

齋藤 郁男

竹村 利勝

住所

会津若松市湊町大字平瀧字経沢七九番地

市湊町大字静瀧字鶴ノ浦七二番地

市湊町大字原字新橋一四五番地

市湊町大字原字家ノ西一六〇番地の一

市湊町大字赤井字赤井七九番地

市湊町大字赤井字笹山原一二七番地

市湊町大字共和字西田面二七四番地

市湊町大字静瀧字打越一六〇番地

市湊町大字八田字下ノ家四四六番地二

市湊町大字共和字下馬渡八八番地

市湊町大字平瀧字東田面五五番地

市湊町大字共和字上馬渡四二八番地

市湊町大字平瀧字堰場三二番地

市湊町大字赤井字屋敷一番地

住所

会津若松市湊町大字原字新橋一四五番地

市湊町大字赤井字赤井七九番地

市湊町大字共和字西田面二七四番地

市湊町大字平瀧字東田面五五番地

市湊町大字赤井字下ノ窪九四番地

市河東町八田字下ノ家四四六番地二

市湊町大字共和字上馬渡一七八番地

市湊町大字原字小山前一六七番地

同	齋藤 哲雄	同	市湊町大字平瀧字堰場五八番地
同	渡部 喜春	同	市湊町大字静瀧字前田一二〇番地
同	五十嵐 範雄	同	市湊町大字静瀧字鶴ノ浦三六番地
同	佐藤 美則	同	市湊町大字赤井字赤井三八番地
同	渡部 滋樹	同	市飯盛三丁目五番一五号
同	渡部 孝一	同	市湊町大字静瀧字打越一三二番地

(農村計画課)

公告第十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

社川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 和夫

小林 兵吉

齋藤 徹

藤井 裕次

藤田 公一

増子 光一

渡辺 一男

緑川 守

緑川 隆玄

山寺 幸一

湯座 義行

藤田 吉雄

丸山 良一

塩田 直義

金澤 嘉郎

松本 文男

小林 賢一

江田 松一

小針 喜好

近藤 傳一郎

鈴木 喜好

鈴木 傳一郎

住所

白河市大工町三八番地三

市関辺油久保五番地

市関辺川前七番地

市表郷番沢字里見七五番地

市表郷金山字菅五五番地

市表郷高木字上宿六五番地

市表郷三森字月桜三〇番地

市表郷下羽原字五輪割一番地

市表郷八幡字上後久保七六番地

市表郷堀之内字舟戸一二番地

東白川郡棚倉町大字棚倉字鉄炮町一三番地一

同 町大字榎木字松沢五二番地

同 町大字棚倉字宮下八五番地二

同 町大字逆川字向原一三番地五

同 町大字天王内字屋敷一三番地

同 町大字玉野字仲島一〇二番地

同 町大字一色字ニシキ牧一四番地

石川郡浅川町大字東大畑字大名大塚一三五番地

同 町大字箕輪字蟹沢四五番地

同 郡同 町大字太田輪字二渡二三番地

同 郡同 町大字石日向二二番地

同 市表郷金山字竹ノ内一〇七番地

大河内 好美 東白川郡棚倉町大字福井字井前二二番地
 同 酒井 朗 石川郡浅川町大字滝輪字森下二七番地

就任した役員
 氏名 住所

理事 鈴木 和夫 白河市大工町三八番地三
 同 小山田 久 市関辺前林一二番地
 同 金澤 明德 市関辺上ノ代一〇六番地一九一
 同 穂積 進 市表郷番沢字里見六二番地一
 同 近藤 幸子 市表郷金山字瀬戸原一二五番地二
 同 角田 富士夫 市表郷梁森字返り町一二番地
 同 渡辺 光一 市表郷三森字月桜三〇番地
 同 緑川 一男 市表郷下羽原字五輪割一番地
 同 鈴木 正 市表郷八幡字上谷地中四五番地三
 同 近藤 文雄 市表郷河東田字天王下一六四番地
 同 宮川 政夫 東白川郡棚倉町大字富岡字寺ノ前四三七番地一
 同 藤田 幸一 郡同 町大字檜木字松沢五二番地
 同 金澤 一成 郡同 町大字棚倉字中居野八七番地五
 同 薄葉 友二 郡同 町大字堤字羽黒西六番地
 同 秦 博栄 郡同 町大字逆川字下原九番地
 同 片野 吉康 郡同 町大字福井字井前一六番地
 同 松本 浩一 郡同 町大字玉野字仲島九七番地一
 同 江田 文男 石川郡浅川町大字東大畑字大名大塚一三五番地
 同 小針 弘之 郡同 町大字箕輪字蟹沢四八番地の一
 同 近藤 松一 郡同 町大字太田輪字二渡二三番地
 監事 鈴木 喜好 白河市双石日向二二番地
 同 鈴木 傳一郎 市表郷金山字竹ノ内一〇七番地
 同 近藤 弘光 東白川郡棚倉町大字一色字太夫内一三番地
 同 須藤 謙一 石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地一六四番地の一九

(農村計画課)

公告第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
 令和七年一月二十八日

土地改良区の名称
 東和町土地改良区
 退任した役員
 役別 氏名 住所

福島県知事 内 堀 雅 雄

理事 佐藤 源市 二本松市針道字富沢六〇番地
 同 太田 実 市太田字下太北六三番地
 同 佐藤 恭一 市木幡字上山田二五番地
 同 鳴原 昌光 市木幡字杉田二〇三番地
 同 大内 正勝 市戸沢字大六天九番地
 同 安藤 博 市太田字大ヶ作一一七番地
 同 高橋 孝 市針道字仲ノ内八四番地
 同 三浦 儀則 市針道字五反田二四番地
 監事 武藤 清志 市木幡字鶴巻一四番地
 同 菅野 哲雄 市太田字白髭三六番地
 同 菅野 義夫 市戸沢字東福田内九五番地

就任した役員

住所

役別 氏名 住所
 理事 佐藤 源市 二本松市針道字富沢六〇番地
 同 菅野 修司 市太田字杉ノ内四番地
 同 高橋 孝 市針道字仲ノ内八四番地
 同 梅原 秀男 市太田字向ノ前一三番地
 同 鳴原 昌光 市木幡字杉田二〇三番地
 同 佐藤 恭一 市木幡字上山田二五番地
 同 遠藤 春江 市針道字北作六七番地
 同 大内 正勝 市戸沢字大六天九番地
 監事 武藤 浪治 市戸沢字梅ノ木田四五番地五
 同 武藤 清志 市木幡字鶴巻一四番地
 同 菅野 哲雄 市太田字白髭三六番地

(農村計画課)

公告第十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、山ノ入3期地区に係る県営水利施設長寿命化対策事業の工事は令和六年三月二十八日完了したので公告する。
 令和七年一月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (農村計画課)

公告第十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、山ノ入2期地区に係る県営水利施設長寿命化対策事業の工事は令和五年十月十八日完了したので公告する。
 令和七年一月二十八日

公告第十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により、岳2期地区に係る県単基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は令和六年三月十五日完了したので公告する。

令和七年一月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

公告第20号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩 田 紀 久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 7,300 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社あいづダストセンター 福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神461番地
- 5 随意契約に係る契約金額
20,350円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第21号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体

の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 10,950 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境株式会社 東京都港区芝三丁目15番15号櫻井ビル8階
- 5 随意契約に係る契約金額
16,500円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第22号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務（県中浄化センター） 3,650 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
マルヤス産業株式会社 福島県岩瀬郡天栄村大字牧之内字大久保1番地
- 5 随意契約に係る契約金額
17,600円（1 t当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（総務課）

公告第23号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター）の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則（令和2年福島県規則第37号）第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥収集運搬業務（県中浄化センター） 6,500 t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和6年11月19日

- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社リサイクル事業団 埼玉県吉川市大字加藤629番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
11,550円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第24号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 6,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
14,300円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)

公告第25号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける脱水汚泥処分業務(県中浄化センター)の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和2年福島県規則第37号)第225条第1項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福島県県中流域下水道建設事務所長 塩田紀久

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び予定数量
脱水汚泥処分業務(県中浄化センター) 1,500t
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地
福島県県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
オリックス資源循環株式会社 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地
- 5 随意契約に係る契約金額
43,450円(1t当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

(総務課)